日 調 連 発 第 １ ４ 号
令 和 ６ 年 ４ 月 ５ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）等に関する周知について（依頼）

標記について、国税庁から法務省を通じて、下記のとおり周知依頼がありましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いします。

記

○　消費税のインボイス制度に関する周知等の協力依頼

事業者団体等から国税当局に対し、①金融機関で入出金サービスや振込サービスを利用した際の各種手数料に係るインボイスの保存方法、②クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法について、実務を踏まえた取扱いの可否に関する照会が寄せられたことから、「お問合せの多いご質問」を更新し、実務面に配慮した取扱いが示されました。

上記①については、動画形式での解説も公表するとともに、電子帳簿保存法（電子取引データ保存）に関する対応についても「電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和６年３月）」を更新してその取扱いが示されました。

＜インボイス制度について＞

ア　金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法
お問合せの多いご質問　※該当箇所は問㉓
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf

イ　動画「3分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」
https://youtu.be/81RbYU3b7rE

ウ　【参考・電子帳簿保存法】お問合せの多いご質問（令和６年３月）

※該当箇所は電取追２－２

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023011-017.pdf

エ　クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

お問合せの多いご質問　※該当箇所は問㉕

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf

○　軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂に関する周知等の協力依頼

令和６年６月１日から、消費税の軽減税率の対象となる給食の一食当たりの金額基準が変更となることから、国税庁においてリーフレットを作成しています。取引先に有料老人ホームの設置者や運営者、各種学校の設置者、給食調理業者など、関係する事業者がいらっしゃる場合は、周知をお願いします。

＜軽減税率制度について＞

オ　国税庁ウェブサイト「軽減税率制度の概要」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//01.htm

カ　軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂

令和６年６月～消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わります（リーフレット）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024003-094.pdf